

こんなことが決まりました

皆さんから出された

陳情

陳情

受理状況

- ▽「国民平和大行進」「原水爆禁止世界大会」への強力を求める要請書
- ▽核兵器廃絶・恒久平和実現のための要請書
- ▽東広島市の観光名所に関する要望書
- ▽路上生活者の支援に関する要望書

第3回定例会 可決した案件

議案	10件
諮問	1件
同意案	1件
議員提出議案	3件

『総務委員会付託案件』

○公の施設に関する条例の整備に関する条例の制定
地方自治法の一部改正により、公の施設について、現行の管理委託制度が三年間の経過措置を経て廃止され、新たに指定管理者制度が導入されることに伴い、関係する十六件の条例中、現行の管理委託の根拠となる規定の整備、その他所要の規定の整備を行うもの。

○公文書公開条例の全部改正

国の情報公開制度に合わせて本市の公文書公開制度を見直し、公開の対象となる公文書の範囲の拡大、非公開情報の見直し、その他所要の規定の整備を行うもの。

○低開発地域工業開発地区における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止

低開発地域工業開発地区に対する工業開発を促進するための国の特別措置の期間が満了となることに合わせて、本市が工業開発を促進するために実施してきた固定資産税の課税免除の制度を廃止するもの。

○平成十五年一般会計補正予算(第2号)

増額 二億七〇二〇万二千円
総額 三億七〇二〇万八千円
知的障害者通所授産施設「あおぞら工房」の新設に対する施設整備補助金の増、緊急地域雇用創出特別交付金事業の追加実施に要する経費、下見地区の農業用排水路整備事業費の増、西条駅前土地区画整理事業に係る国庫補助金の増額内示に伴う事業費の増、不審者からの小学校児童の安全確保対策として防犯バザー購入費補助金の新設、七月中旬に発生した梅雨前線豪雨により被害を受けた土木施設の災害復旧費によるもの。

『文教厚生委員会付託案件』

○乳幼児医療費支給条例の一部改正

乳幼児の入院に係る医療費の負担軽減を図るため、乳幼児医療費の支給対象となる乳幼児の範囲を平成十六年一月一日から「〇歳から六歳までの就学前の乳幼児」に拡大するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

○平成十五年老人保健特別会計補正予算(第1号)

増額 七千五百円
総額 九六億七九八万七千円
現在開発中の高額医療費算定の電算システムに、高額医療費の対象者に対して申請の案内通知をする機能を付加するためのシステム開発費を増額するもの。

『市民経済委員会付託案件』

○町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定

住居表示に関する法律第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成十六年三月一日から西条町大字吉行の一部及び高屋町大字松山の一部の町及び字の区域を廃止し、西条吉行東一丁目及び西条吉行東二丁目の町の区域を新たに設定するもの。

○字の区域の変更

市土地改良区が農村総合整備事業(志和町奥屋上条地区)により、平成十三年度から平成十五年度までにおいて区画整理工事を施行した区域のほ場区画の形状の変更に伴い、字の区域を変更するもの。

『建設委員会付託案件』

○平成十五年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

増額 二億六九八〇万円
総額 五億四億八九五万六千円
吉川工業団地に立地した広島エルピーダメモリ株式会社増産計画による公共下水道への排水量増加に対応するため、浄化センター水処理施設及び吉川地区管渠施設の増設に係る設計費の追加等によるもの。

○反対討論(要旨)

水道局からの受託工事に係る歳入予算額二五〇〇万円は、水道事業会計の歳出補正予算額と一致させるべきである。また、事業別を基本とする予算の中で、前倒しをして予算執行をすべきではない。

○賛成討論(要旨)

下水道と上水道の工事を合わせて実施する方法は有効な方法であり、市民のためにも事業を進めることは重要である。また、水道事業会計の補正予算額との百万円の差異は、法律上違反

しない。ただし、市民には理解されにくいいため、今後は内部で十分連携調整されるよう意見を付す。

○平成十五年水道事業会計補正予算(第1号)

増額 二六〇〇万円
総額 一二億六七三六万七千円
上水道管布設工事の一部を公共下水道事業特別会計へ委託し、下水道管布設工事と同時に施工することによるもの。

『即決された案件』

○人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
東広島市八本松飯田八丁目八番五号 村上 昭登

○固定資産評価審査委員会委員の選任の同意
東広島市西条中央六丁目二番二九号 伊藤 秀三

東広島市八本松町大字原一〇二七番地の四八 大江 弘康

議員提出議案

可決

○議員派遣

地方自治法第百条第十二項及び会議規則第百五十六條の規定により、議公会報委員会行政視察、全国都市問題会議、東南アジア都市行政視察に議員を派遣するもの。

○義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出(要旨)

地方自治体の財政力により教育条件に格差が生じることのないよう、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するよう求める意見書を地方自治法第九十九條の規定により政府に対し提出するもの。

○地方の道路整備の促進に関する意見書の提出(要旨) —建設委員会付託案件